

# Weekly Report

第405号  
平成29年4月17日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 4月から適用開始の主な税制（個人関連）

成立した29年度税制改正のうち、以下は4月（又は1月）から適用となる主な個人関連です。なお、関心が高い配偶者控除等の見直し（控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入上限を150万円に引上げる等）は、30年分からの適用となります。

### ◎国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲

の見直し…国外に居住する日本人の被相続人等又は相続人等が10年以内に国内の住所を有していた場合は、国外財産も課税対象とします。また、短期滞在の外国人同士の相続等については、国外財産を課税対象外とします。29年4月以後の相続・贈与に適用。

### ◎物納できる財産の順位等の見直し…相続税の

物納に充てることができる財産の物納順位について、金融商品取引所に上場されている有価証券が第1順位となります。29年4月以後の物納申請分から適用。

### ◎医療費控除・セルフメディケーション税制に

係る添付書類の見直し…医療費控除等の適用を受ける際、領収書の添付に代えて医療費等の明

細書を確定申告書に添付します。29年分以後の確定申告に適用（31年分まで領収書の添付による申告も可能）。

◎タワーマンションに係る課税の見直し…60m超の居住用超高層建築物に係る固定資産税及び不動産取得税について、上の階ほど取引価格が高くなる実態を踏まえ、各区分所有者ごとの税額を算出する際の按分割合を補正します。30年度から新たに課税される居住用超高層建築物（29年4月前に売買契約が締結された住戸を含むものは除く）に適用。

◎既存住宅のリフォームに係る特例措置の拡充…省エネ改修等と併せて行う耐久性向上改修をリフォーム減税の対象とします。29年4月から適用。

## 雇用関係助成金を利用するための共通要件

雇用関係助成金は29年度から統廃合等の見直しが行われましたが、雇用の安定や職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上などで活用できる多くの助成金があり、生産性を向上させた企業には、一部の助成金が割増されます。

これらの雇用関係助成金を受給できる共通要件は、\*雇用保険適用事業所の事業主である、\*審査に協力する、\*申請期間内に申請を行う、です。

一方、\*過去1年前間に労働関係法令の違反があった、\*支給申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を納入していない、\*不正受給をしてから3年以内である、などに該当する事業主は受給できません。

## 4月の給与計算の前に確認すること

◎子女の就職等で扶養親族数の変更があった社員や新入社員からは、扶養親族の有無にかかわらず「扶養控除等（異動）申告書」を受理します。

◎定期昇給などを実施した場合は、新基本給に応じた残業手当や単価や諸手当の計算をします。協会けんぽの保険料率の改定の有無、介護保険料率は引上げ、雇用保険料率は引下げになりますので、確認のうえ給与計算を行います。

★振替納税をご利用の方、所得税は4月20日（木）、消費税は4月25日（火）が振替日です。